

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の目的

漁業経済調査は漁業経営体の経営動向を明らかにし、水産行政の基礎資料を作成することを目的として実施している。

## 2 調査の種類

漁業経済調査は、漁家経済調査、中小漁業経営体経済調査及び大規模漁業会社経済調査から成り立っている。

本報告書は、中小漁業経営体経済調査及び大規模漁業会社経済調査の結果について収録したものであり、漁家経済調査の結果については別途「漁業経済調査報告（漁家の部）」を参照されたい。

## 3 調査の機構

この調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

## 4 調査対象

### (1) 中小漁業経営体経済調査

ア 海面漁業経営体のうち、使用する動力漁船の合計トン数が10トン以上の漁船漁業経営体

イ 大型定置網漁業を営む漁業経営体

ただし、ア及びイの経営体のうち、資本金1億円以上の会社を除く。

なお、調査標本が次の(ア)～(セ)の漁業種類を営んだ場合には、その漁労作業の単位である漁労体についても調査を行った。

(ア) 遠洋底びき網漁業（北転船）

(ク) さけ・ます流し網漁業

(イ) 以西底びき網漁業

(ケ) かつお一本釣漁業

(ウ) 1そうびき沖合底びき網漁業

(コ) いか釣漁業

(エ) 2そうびき沖合底びき網漁業

(サ) まぐろはえ縄漁業

(オ) 1そうまきあぐり網漁業

(シ) さけ・ます定置網漁業

(カ) 2そうまきあぐり網漁業

(ス) ぶり・まぐろ定置網漁業

(キ) さんま棒受網漁業

(セ) その他の大型定置網漁業

### (2) 大規模漁業会社経済調査

全国の海面漁業経営体のうち、資本金1億円以上の会社

## 5 調査標本の選定

(1) 中小漁業経営体経済調査は、漁業センサス結果を基礎として母集団整備を行い、経営体階層ごとの標本数を決定し、都道府県別の企業体数に比例して標本配分した。また、標本は100トン未満階層及び100トン以上階層に区分して、それぞれの階層から抽出を行った。

ア 100トン未満階層の標本抽出方法

(ア) 標本の抽出に当たっては、層別二段抽出法で行い、第1次抽出単位として、漁業センサスで設定した漁業地区から標本漁業地区を任意抽出した。

(イ) 第2次抽出単位として、(ア)により抽出された標本漁業地区について、経営体階層別の企業体リストを作成し、経営体階層別に配分標本数で等分したグループの中から、それぞれ1企業体を無作為に抽出した。

イ 100トン以上階層の標本抽出方法

100トン以上の企業体について、都道府県別に経営体階層別の企業体リストを作成し、経営体階層別に配分標本数で等分したグループの中から、それぞれ1企業体を無作為に抽出した。

(2) 大規模漁業会社経済調査は、(1)と同様に漁業センサス結果を基に母集団整備を行い、当該母集団整備されたすべての漁業会社を調査対象とした。

## 6 調査期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に決算した中小漁業経営体及び大規模漁業会社の決算日前1年間について行った。

## 7 調査事項

(1) 中小漁業経営体経済調査

中小漁業経営体の漁業操業状況、財産状況、損益状況を調査し、更に漁労体については、使用漁船の状況、漁業操業状況、漁業投下資本の状況、収支状況を調査した。

(2) 大規模漁業会社経済調査

大規模漁業会社の漁船及び乗組員の状況、財産状況、損益状況を調査した。

## 8 調査方法

(1) 中小漁業経営体経済調査

調査客体が記帳した所定の帳簿並びに調査客体の所有する関係帳簿からの取りまとめ及び職員による面接調査とした。

(2) 大規模漁業会社経済調査

所定の調査票を調査客体へ郵送して行う、申告調査とした。

## 9 統計表の編成

中小漁業経営体経済調査結果については経営体統計として表章し、経営体階層別・漁業経営タイプ別の1経営体当たり平均値を表示した。

また、漁労体について行った調査の結果については漁労体統計として表章し、漁業種類別・規模別に区分し、さらに専兼別、出漁日数別、水域区別に分類し、1漁労体当たり平均値を表示した。

大規模漁業会社経済調査結果については、大規模漁業会社統計として表章し、1会社当たり平均値を表示した。

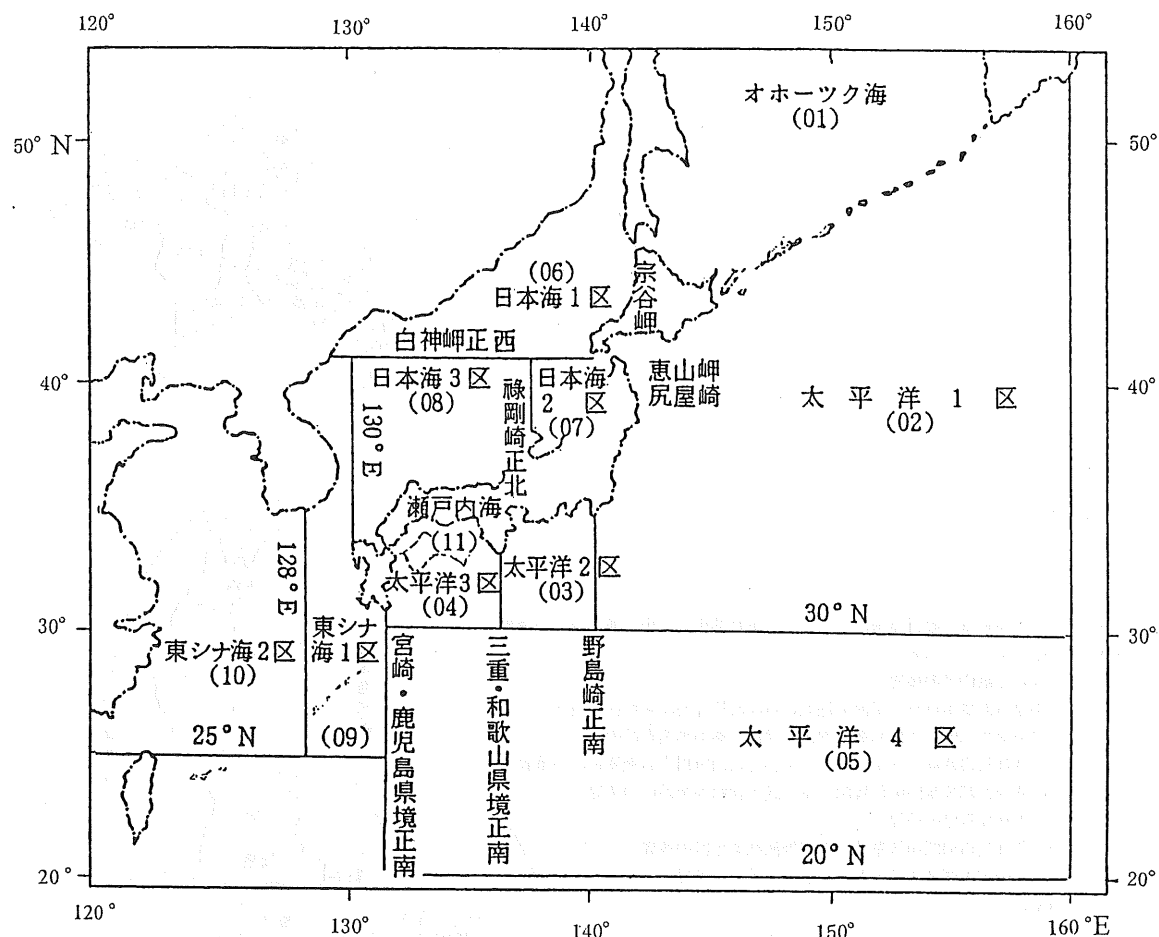
## 10 大海区分図



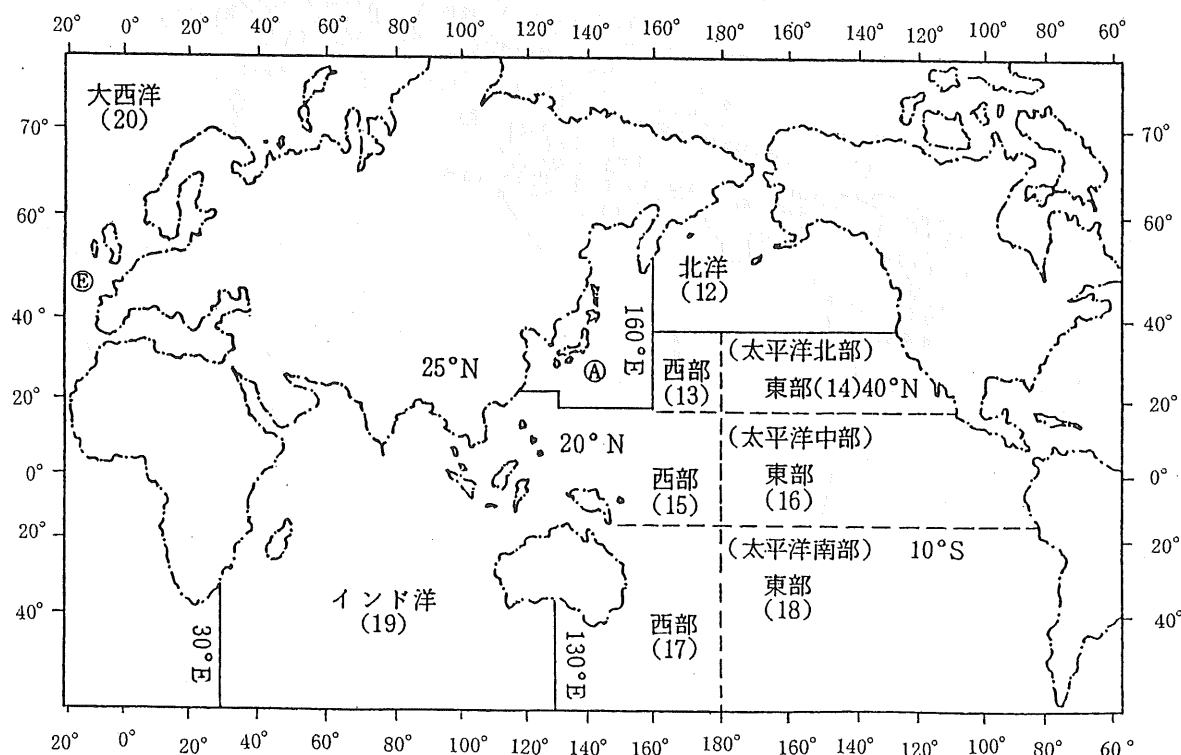
## 11 水域区分図

水域区分別漁労体統計の水域区分は、次の区分図によって区分したものである。

## (1) 近海水域区分図



## (2) 大水域区分図



## 12 用語の説明

### (1) 経営体及び漁労体統計

#### ア 漁労体

漁労体とは、海面漁業を営むための漁労作業の単位である。

なお、専業とは、一つの漁労体が当該漁業種類のみを営んだ場合であり、兼業とは一つの漁労体が他の漁業種類も操業した場合である。

例えば、まぐろはえ縄漁業の漁労体が、同じ漁船でさんま棒受網漁業を行った場合には兼業となる。

#### イ 主 船

主船とは、次の漁船をいう。

##### (ア) 単船操業の場合

1 隻の漁船を使用して漁労作業を行う漁業は、当該船を主船とした。

##### (イ) 複船操業の場合

2 隻以上の漁船が一組となって漁労作業を行う漁業の主船の判定は、次のとおりである。

- a 1 そうまきあぐり網は、網船とした。
- b 2 そうまきあぐり網は、2 隻の網船のうち、漁労長（船頭）が乗った網船とした。
- c 2 そうびき沖合底びき網漁業は、漁労長が乗った漁船とした。

ただし、漁労長の乗った漁船が明確でない場合はトン数の大きい漁船を主船とするが、2 隻のトン数がほぼ同様の場合は、どちらか一方を主船とした。

##### (ウ) 定置網漁業は、網起こし船とした。

#### ウ 操業期間

漁業の出漁準備から、操業を終了するまでの期間をいい、荒天待機、根拠地移動のための回航期間、漁獲物を荷揚げするための停泊期間及び操業終了後の後始末（例えば、荷揚げ終了後の修理ドックへの回航）を含む。

同一漁労体で操業期間が2期（例えば、春漁、秋漁）以上に分かれている場合は、その期間を分けている。

注：出漁準備とは、陸上での網修理、出漁のための根拠地漁港での漁船の整備、点検及び資材の積み込みなどの作業をいう。

#### エ 操業期間の日数（操業日数）

操業期間を通算した日数である。

#### オ 航海数

漁船が漁労作業を目的として行った運航回数であり、具体的な考え方は次のとおりである。

##### (ア) 次の場合は1航海とした。

- a 漁船が漁労作業を目的として出港してから帰港するまでを1回とし、漁労作業が行われなかった場合及び漁獲量が皆無であった場合も航海数に含めた。また、同一日に同一漁船が同一漁業に2回以上運航した場合は1航海とした。

- b 漁船が根拠地漁港（母港又は仕込港）を出港し、操業漁場の変更移動に伴い、漁港を転々と

する場合は、それぞれの漁港を出港してから入港するまでをもって1航海とした。

- c 外国の港を基地として操業する場合は、当該基地を出港し、同基地又は他港への入港をもって1航海とした。

この場合、日本を出港し外国基地への途中において操業した場合は、基地への入港をもって1航海とした。また、日本へ帰港する途中において操業した場合は、日本への入港をもって1航海とした。

- (イ) 水揚げが2港以上にわたる分割水揚げの場合は、次の場合を1航海とした。

- a 日本の漁港間で分割水揚げされた場合は、最初の水揚げ港への入港をもって1航海とした。
- b 外国の漁港間で分割水揚げされた場合（港内転載を含む。）は、最終の水揚げ港への入港をもって1航海とした。

例 まぐろはえ縄漁業、南方トロール漁業等

- c 外国の港において漁獲物の一部を水揚げし（港内転載を含む。）、残量を日本に持ち帰った場合は、日本の最初の水揚げ港への入港をもって1航海とした。

例 まぐろはえ縄漁業

- (ウ) 定置網漁業の場合は、出漁日数を航海数とした。
- (エ) 次に該当する場合は、航海数を計上しないか又は航海の区切りとせず、航海数とはしなかった。
  - a 漁船が漁場の移動、ドック入り等のため回航する場合は、航海数に計上しない。
  - b 漁船が航海の途中において、燃料、飲料水の補給又は餌料（かつお一本釣漁業におけるいわし活餌等）の仕込みを目的として寄港した場合は、これを航海の区切りとしない。
  - c 漁船が、洋上において自船の漁獲物を他船に転載する場合（いわゆる洋上転載）は、航海の区切りとしない。
  - d 台風、傷病発生及びその他緊急な理由で、航海中に臨時に寄港する場合は、航海の区切りとしない。

#### カ 出漁日数

漁船が漁労作業を目的として出漁した航海の所要日数をいう。

- (ア) 出漁日数は、航海に要した日数、すなわち、漁場までの往復日数に漁場における滞在日数を加えた日数である。
- (イ) 日帰り操業は、出漁した回数にかかわらず、1日と数えた。また、1航海が1夜（夜間操業のため夕方出港し翌朝入港）の場合は1日とし、2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までを通算した日数とした。

定置網漁業の場合は、海上において網の敷設作業、揚網作業、収網作業等を行った日数とした。

#### キ 漁労日数

漁獲量の有無にかかわらず、実際に漁網、漁具を海中に投入して漁労作業を行った日数をいい、漁船が漁場に到着した後の魚群探索又は漁場移動のための航走及びしけ支えのための日数等、漁労作業を行わなかったか、できなかった日数は漁労日数としない。

# ク 通常従事者数

漁労体における通常の操業状態での乗組員数をいう。  
定置網漁業では、網揚げの際の乗組員数をいう。

# ケ 最盛期の従事者数

経営体において、過去1年間に漁業の海上作業に従事した人が最も多かった時期の人数をいう。

# コ 延べ労働日数

すべての従事者が漁業労働に従事した日数の合計である。

漁業労働の範囲は、漁労体の操業に直接関係する作業のみを対象とし、一般管理、販売、経理等の作業は含めない。

# サ 見積り家族労賃

10～30トン階層の個人経営体のうち、家族が漁業に従事したが賃金を支払わなかった場合は、次の方法により賃金を見積った。

- (ア) 従事した作業に類似した作業内容とほぼ同様な内容の自家の雇用者又は近隣の雇用者の賃金により見積った。
- (イ) 青色申告を行っている場合は、専従者控除額を見積り家族労賃とした。

# シ 水揚金額

次の漁獲物の金額を合計した生産物収入をいう。

- (ア) 水揚機関に販売したもの
- (イ) 自家（自社）加工に仕向けたもの（産地卸売市場価格で評価して算出する。）
- (ウ) 乗組員に現物支給したもの及び船内で食料として消費したもの（     〃     ）
- (エ) 自家（自社）で食料として消費したもの及び他家等に贈答したもの（     〃     ）

# ス 中小漁業経営体の分析指標

## (ア) 利益（損失）

### a 漁業利益（損失）

漁業利益（損失）＝漁業収入－（漁業支出＋見積り家族労賃）

### b 漁業外利益（損失）

漁業外利益（損失）＝漁業外事業収入－漁業外事業支出

### c 営業利益（損失）

営業利益（損失）＝漁業利益（損失）＋漁業外利益（損失）

### d 経常利益（損失）

経常利益（損失）＝営業利益（損失）＋事業外収入－事業外支出

### e 当期利益（損失）

当期利益（損失）＝経常利益（損失）＋特別利益－特別損失－法人税又は所得税

## (イ) 収益性

## a 総資本当期利益率

$$\text{総資本当期利益率} = \frac{\text{当期利益}}{\text{期首・期末（自己資本＋負債）平均}} \times 100$$

## b 漁業投下資本利益率

$$\text{漁業投下資本利益率} = \frac{\text{漁業利益}}{\text{漁業投下資本額}} \times 100$$

## c 自己資本当期利益率

$$\text{自己資本当期利益率} = \frac{\text{当期利益}}{\text{期首・期末（自己資本）平均}} \times 100$$

## d 総資本回転率

$$\text{総資本回転率} = \frac{\text{漁業収入＋漁業外事業収入（売上高）}}{\text{期首・期末（自己資本＋負債）平均}}$$

## e 自己資本回転率

$$\text{自己資本回転率} = \frac{\text{漁業収入＋漁業外事業収入（売上高）}}{\text{期首・期末（自己資本）平均}}$$

## f 売上利益率

$$\text{売上利益率} = \frac{\text{漁業利益}}{\text{漁業収入}} \times 100$$

## (ウ) 生産性

## a 従事者1人当たり付加価値額（付加価値生産性）

$$\text{従事者1人当たり付加価値額（付加価値生産性）} = \frac{\text{漁業収入－物的経費}}{\text{最盛期の従事者数}}$$

物的経費＝漁船費＋漁具費＋油費＋えさ代＋氷代＋魚箱代＋諸材料費＋諸施設費＋賃借料  
及び料金の1/4＋事務費の1/3＋漁業関係租税の1/4＋その他の漁業支出の1/3＋  
減価償却費

## b 資本装備率

$$\text{資本装備率} = \frac{\text{漁業投下固定資本}}{\text{最盛期の従事者数}}$$

（ただし、漁労体統計は通常従事者数で除した率である。）

## (エ) 資産及び資本構成

## a 固定比率

$$\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本（自己資本）}} \times 100$$

## b 流動比率

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

## c 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{資本（自己資本）}}{\text{総資本}} \times 100$$

## d 当座比率

$$\text{当座比率} = \frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

## セ 漁業投下資本

漁業経営を独立の企業単位として把握するため、漁業経営のために投下された資本額を固定資本と流動資本の別に計算したものである。

## ソ 漁業投下固定資本

年度始め固定資産×漁業使用割合

固定資本は、固定資産である土地、建物、漁船、漁網・はえ縄等の年度始め現在価に、その財の漁業使用割合を乗じたものである。

## タ 漁業投下流動資本

漁業投下流動資本＝(漁業支出－減価償却費＋見積り家族労賃)×1/2

## チ 労働1人日当たり水揚金額

労働1人日当たり水揚金額＝水揚金額÷延べ労働日数(海上・陸上計)

## ツ 労働1人日当たり雇用労賃

労働1人日当たり雇用労賃＝(雇用労賃＋見積り家族労賃)÷延べ労働日数(海上・陸上計)

## テ 労賃率

労賃率＝(雇用労賃＋見積り家族労賃)÷漁業収入×100

## (2) 大規模漁業会社の分析指標

## ア 総資本利益率

総資本利益率＝ $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産（期末）}} \times 100$

## イ 売上利益率

売上利益率＝ $\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$

## ウ 総資本回転率

総資本回転率＝ $\frac{\text{売上高}}{\text{総資産（期末）}}$  (回)

## エ 流動比率

流動比率＝ $\frac{\text{流動資産（期末）}}{\text{流動負債（期末）}} \times 100$

## オ 固定比率

固定比率＝ $\frac{\text{固定資産（期末）}}{\text{資本（自己資本）（期末）}} \times 100$

### 13 利用上の注意

- (1) この報告書に表示した漁船漁業平均（漁船漁業1経営体当たり平均値）は、調査標本（大型定置網を除く）の階層別1経営体当たり平均値に、階層別経営体数（漁業経営体調査）を乗じて算出した加重平均値である。
- (2) 漁船漁業経営体の階層区分は使用漁船のうち動力漁船の合計トン数により、また、海面漁業を操業した漁労体の規模区分は使用漁船のうち「主船」のトン数により、次の階層に分けられる。  
10～30トン未満階層、30～50トン階層、50～100トン階層、100～200トン階層、200～500トン階層、500トン以上階層の6階層。
- (3) 平成9年度までは、「見積り家族労賃」は「漁業利益」では漁業生産活動上の費用としてみており、一方、「営業利益」では経営体から直接支出されていないことから収入（利益）として取り扱っていたが、平成10年度から、「営業利益」においても費用として取り扱うこととした。
- (4) 負債利子については、経営体調査においては「事業外支出」に含め、漁労体調査においては漁業経営費把握の必要から漁業支出「その他」に含めた。
- (5) 経営体統計については、各階層で経営体が行った最も水揚げ金額の多かった漁業種類別に分類し、漁業経営タイプ別平均として掲載した。
- (6) 統計表は単位未満を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。
- (7) 統計表に使用した符号

統計表中に使用した符号は、次のとおりである。

- 「－」 事実のないもの
- 「…」 事実不詳又は調査を欠くもの
- 「0」 単位に満たないもの
- 「△」 負数又は減少したもの

- (8) 連絡先 農林水産省 大臣官房 統計情報部  
構造統計課 水産統計室 漁業動態・経営統計班  
電 話 03(3502)8111 内線2674  
03(3591)0838 直通



統計はあなたの暮らしに活きている